

機密保持規程

2021年9月1日 制定

(目的)

第1条

この規程は、会員及びその役職員（以下「会員等」という）が JIRA の活動に関して知り得た JIRA の機密事項の目的外使用の禁止及び機密保持義務について定めることを目的とする。

(定義)

第2条

前条における JIRA の機密事項とは、会員等に対して開示する有形無形の技術的、営業的、その他一切の情報を指す。但し、次の各号に定めるものを除く。

- ① JIRA から開示されたとき、既に保有していた、または既に公知であった情報
- ② JIRA からの開示後、自己の責任によらず公知となった情報
- ③ JIRA から開示された機密情報を参照することなく、自ら独自に開発した情報
- ④ JIRA から開示後、第三者から機密保持義務を負うことなく、適法に取得した情報

(目的外使用の禁止)

第3条

会員等は、JIRA の活動に関して知り得た JIRA の機密事項を、JIRA の事業の目的以外のいかなる用途にも使用してはならない。

(機密保持)

第4条

会員等は、JIRA の機密事項を事前の JIRA の承諾なく第三者に開示、漏えいしてはならない。

(開示の範囲)

第5条

第2条及び第4条に定める第三者とは、会員等以外の組織・個人を指す。

- 2 JIRA は、前項とは別に開示範囲を具体的に制限する場合は、資料等に明確に示すものとし、会員等は JIRA から示された開示範囲に従わなければならない。

(機密保持期間)

第6条

会員等は、この機密保持規程に従い、JIRA 退会後も継続して遵守しなければならない。

附則

本規程は、2021年9月1日から施行する。